

千葉県小・中・中等教育・特別支援学校 5年経験者研修実施要項

千葉県教育委員会

(1) 目的

この研修は、教育公務員特例法第21条の2に基づき、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環として、教職経験5年を経た全教員を対象に、教職経験と職能に応じて新たな知見を得させ、自己の活性化と指導力の向上を図ることを目的とする。

(2) 研修の対象（別表1）

研修の対象者は、千葉県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の所管する小・中・中等教育・特別支援学校の教員で、教育公務員特例法第2条の2に規定される教員のうち、教諭及び養護教諭とする。

(3) 対象の報告

- ① 教育委員会は、小・中・中等教育・特別支援学校の校長に対して、対象者の有無について調査を行う。
- ② 各校の校長は、対象者の有無について調査し、様式1により教育委員会に報告する。

(4) 受講者の決定

千葉県小・中・中等教育・特別支援学校5年経験者研修は、当該年度に受講することを原則とし、校長の報告に基づき教育委員会が決定する。ただし、学校事情等のある場合は、当該校長と教育委員会との間で協議のうえ、決定するものとする。

(5) 研修のねらい、研修内容及び実施回数（別表2）

千葉県小・中・中等教育・特別支援学校5年経験者研修のねらい、研修内容、実施回数は別表2のとおりとする。研修方法については研修参加者の実情を考慮し設定する。

(別表1)

対 象 者
教職経験5年を終了した6年目の全教員

注1；中途採用者は、採用された年度を含めて経験年数とする。

注2；過年度において、学校の事情、特別休暇等により受講できなかった者を含む。

(別表2)

ね ら い	研 修 内 容	実施回数
学級経営、学習指導及び生徒指導等を充実し、教員としての資質を高め指導力の向上を図る。	学習指導、生徒指導、学級経営等に関する研修、教職員のモラル、メンタルヘルスに関する研修等	6回